

淡路市いじめ防止基本方針

平成29年6月
淡路市教育委員会

基本方針策定の趣旨

淡路市は、「ふるさと淡路を創る 未来に輝く人づくり」を基本理念（第2期淡路市教育振興基本計画及び淡路市教育大綱）に、ふるさとに愛着と誇りを持ち、社会で貢献できる人の育成に努めている。さらに学校教育においては、「心豊かで調和のとれた人の育成」「安全で信頼される教育環境の充実」を目指し、生きる力を育む教育と安全・安心な学校づくりを推進している。そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは、本市の教育の質的向上を図る上で重要な意味を持つものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に伴い、淡路市教育委員会では、本市の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下はいじめについての基本的な認識である。

いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。

暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。

(2) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢を持つことが大切である。また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童生徒一人一人の人間の成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む。

ア 自分で判断し行動できる児童生徒を育てる。

イ 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

ウ いじめの問題に組織的に取り組む。

エ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

2 いじめの防止等に対する淡路市教育委員会の取組

(1) 推進体制

市教育委員会は、いじめの防止等のために、関係機関及び団体と連携して組織的な対応を行う。

ア 兵庫県いじめ対応地域ネットワーク会議（いじめ問題対策連絡協議会）に参画し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携について、本市における個別の事案対応等への活用促進を図る。

イ いじめの問題に関する課題解決及びいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、淡路市いじめ対応ネットワーク会議（いじめ問題対策連絡協議会）を設置する。

ウ 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、地域におけるいじめ防止のための対策を実効的に行うとともに、いじめによる重大事態への対処、及び同様の事態の発生の予防のため、調査を行う組織とし

て、淡路市いじめ問題調査委員会を設置する。

(2) 教職員のいじめ対応能力の向上

教職員のいじめに対する対応能力の向上を図るため、児童生徒理解研修・カウンセリングマインド研修・生徒指導研修等を充実させる。

(3) 未然防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、組織的かつ継続的な取組を進める必要がある。

個性や可能性を伸長する授業の充実、人間関係の基盤となる力の育成、道徳教育の充実、人権教育の充実、体験活動の推進等、学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成を図る。また、児童生徒の主体的な活動を推進し、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

また、事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童生徒とのかかわる時間を確保し、一人一人の児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。

(4) 早期発見

児童生徒と保護者の心の相談に当たるとともに、教職員に対する相談支援を行うカウンセラーを配置し、いじめに係る相談体制を整備する。

市、県及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童生徒や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

相談窓口

いじめ相談窓口（淡路市教育センター）

ひょうごっ子悩み相談

ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）

いのちの電話

ひょうごユースケアネットほっとらいん相談

ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談

法務局人権相談窓口

兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」

また、いじめ対応マニュアル等により、児童生徒に対する定期的な調査やチェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど学校における調査

等の充実を図る。

(5) 早期対応

市教育委員会は、学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。また、深刻ないじめが発生した場合、市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、市教育委員会が主導し、早期解決を図る。

また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について弾力的に対応する。

市教育センター、教育事務所学校支援チーム、教育事務所「教育相談窓口」、市配置のスクールソーシャルワーカー等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を行う。さらに必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

児童生徒、保護者、教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

(7) 家庭、地域、関係機関との連携

学校と家庭・地域の連携促進を図るため取り組んできたPTCA事業、学校評議員会、学校支援地域本部、放課後子ども教室をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめに関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるよう啓発する。

いじめの防止等の対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、地域社会及び民間団体等の連携を促進する。

また、学校・教育委員会と警察やこども家庭センターとの適切な連携を図るため、情報共有体制を充実する。

小・中・高生徒指導担当者会、小・中・高生徒指導学警連絡会等における学校間及び関係機関との連携協力体制を充実し、孤立しがちな児童生徒などの情報や、いじめに対する学校の指導體制、指導内容の共有を図る。

3 いじめの防止等に関する学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

いじめの問題への取組に当たっては、管理職のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。

各学校は、国及び県・市のいじめ防止基本方針を参考とし、いじめの防止等の取組について基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

また、管理職、複数の教職員、養護教諭や、学校の実情に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成されるいじめ対応チーム等校内組織を設置するとともに、児童生徒及び保護者に対してその存在を示し、実効ある組織とする。この組織を中心に教職員全員の共通理解の下、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

学校いじめ基本方針の改定に当たっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

(2) 教職員のいじめ対応能力の向上

「いじめ対応マニュアル」「いじめ未然防止プログラム」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

(3) 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

イ 学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する

正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

- ウ 人間関係を結ぶ力を育み、コミュニケーション能力を育成するとともに、学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。
- エ 日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期にかかわる。

(4) 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

- ア 教職員が人権感覚を磨き、対応能力を向上させる。
- イ 日常的な観察や声かけを行うとともに、生活ノートやアンケート調査を実施するなど、実態把握に努める。なお、アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて記名式や無記名式を選択もしくは併用して実施する。
- ウ 相談しやすい環境づくりを進め、きめ細かな配慮のもとで事実確認を行い、いじめの解消に向けて迅速に取り組むことができるようにする。

(5) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員 全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関の連携の下で取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

- ア いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。
- イ いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、

解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

ウ いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

エ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

オ 学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校支援チーム等の支援を要請するとともに、市教育センター「いじめ相談窓口」や教育事務所「教育相談窓口」、市配置のスクールソーシャルワーカー等を活用する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等において携帯電話、スマートフォンの使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に

関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）や青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

（7） 家庭、地域、関係機関との連携

保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。また、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。

保育所・認定こども園と小学校間、また小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導體制、指導内容の共有を図る。特に中学校においては、校区内における各小学校の指導内容について情報交換を行った上で、一貫した指導の体制づくりを行う。

学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、非行防止教室を開催し、警察官等が児童生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。

なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に所轄警察署に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報する。

いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。法務局人権相談窓口など教育委員会以外の相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号に定める「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。

同項第2号に定める「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。学校は、当該事案が重大事態と認められる場合、速やかに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、市教育委員会が主体となって調査を行う。

なお、いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

また、調査を行う組織として市教育委員会は、弁護士、学識経験者、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成された、淡路市いじめ問題調査委員会を設置する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対

応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

(3) 調査結果等の取扱い

調査結果については、市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、市教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「淡路市個人情報保護条例（平成17年淡路市条例第16号）」の規定に基づき、プライバシー保護など、個人情報に十分配慮した上で、適時、適切な方法で提供する。調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒及びその保護者への継続的な支援、指導又は助言等に活用することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用する。